

氷川町立宮原小学校「いじめ防止基本方針」

令和7年12月

はじめに

いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。

また、いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子どもにも起こりうること、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

本校においては、これまでも学校、家庭地域、町教育委員会と緊密な連携を図りながら、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

この「氷川町立宮原小学校いじめ防止基本方針」（以下「本校基本方針」という。）は、法第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日最終改定。以下「国の方針」という。）、「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）」（令和2年11月24日改訂。以下「県の方針」という。）及び「氷川町いじめ防止基本方針（令和改訂版）」（令和3年2月18日改訂。以下「町の方針」という。）を踏まえ、本校が町教育委員会、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

さらに、本校基本方針を見直す際には、教職員のみにとどまらず、保護者や関係機関、学校運営協議会等からの意見を幅広く取り入れ、実効性のあるものにしていく。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義・認知についての正しい理解

（1）いじめの定義

（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めなければならない。

そのため、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめ対策委員会」を活用して行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようものが想定される。

- （ア）冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- （イ）仲間はずれ、集団による無視をされる

(ウ) 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

(エ) ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする

(オ) 金品をたかられる

(カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

(キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

(ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）

（2）いじめの理解

○いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

○いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

○嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

○いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるよう努めなければならない。

2 いじめの防止等の対策

（1）基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することの重要性を認識し、学校、町教育委員会、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) 本校基本方針の内容

本校基本方針は、学校と家庭、町教育委員会、地域その他の関係機関の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

なお、本校基本方針に沿った対策の実現のためには、学校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

また、より実効性の高い取組を維持するため、本校基本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

(3) いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

ア いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壤をつくり上げることが重要である。

特に、様々な背景がある児童もいることから、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。

イ いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくく形で行われることを認識しなければならない。

さらに、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守ることが必要である。

ウ いじめへの対処

いじめが認知された場合は、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う必要がある。

また、個々の事案に応じて、家庭や町教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが大切である。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。さらに、全ての児童が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが大切である。

エ 家庭や地域との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、学校運営協議会を活用するなど、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設け、「心のアンケート」等の調査結果や学校の取組を適切に情報提供し、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する必要がある。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、家庭及び地域と組織的に連携・協働する体制を構築することも大切である。

オ 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であるので、日頃から、町教育委員会と情報共有体制を構築しておく必要がある。

その上で、学校以外の相談窓口があることを児童へ適切に周知することなどにも取り組むようとする。

3 組織の設置等

(1) 学校いじめ対策組織（法第22条）

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、その他の関係者により構成される「いじめ対策委員会」を置く。

(2) 学校いじめ調査委員会（法第28条）

重大事態（重大事態になる恐れのある事案を含む）が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を行う。

第2 いじめの未然防止及び早期解消に向けた取組

1 いじめの防止等のために実施する施策

いじめの防止等のために実施すべき施策は、以下のとおりである。これらを実施するにあつては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側児童が我慢すべき」、「被害児童にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあつてはならない。教職員は、

自身の価値観や事情をいったん取り扱い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応する。

(1) 学校いじめ対策組織

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、「いじめ対策委員会」を設置する。

法第22条においては、「いじめ対策委員会」は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされていることを踏まえ、校長及び教頭、教務主任、生徒指導担当教員（情報集約担当者を兼ねる）、人権教育主任、養護教諭、教育相談員で組織する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医等の参画を求め、実効性を確保する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

「いじめ対策委員会」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって以下の中核的な役割を担う。

ア 未然防止

(ア) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

(ア) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

(イ) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ウ) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

(エ) いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 本校基本方針に基づく各種取組

(ア) 本校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

(イ) 本校基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

(ウ) 本校防止基本方針が適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う役割
いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、「いじめ対策委員会」は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に「いじめ対策委員会」の教職員が児童の前で取組を説明する等）を実施する。また、いじめの早期発見のために、「いじめ対策委員会」は、いじめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童に認識させるようにする。この「いじめ対策委員会」における情報の窓口を一本化するため、情報の集約等に係る業務を担う「情報集約担当者」を置く。

(2) いじめ防止等に関する取組

いじめ防止等のための取組は以下のとおりとする。

ア いじめの防止

- (ア) いじめはどの子どもにも起こりうることから、全ての児童を対象として、いじめをさせない未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- (イ) 児童の携帯電話等情報通信機器の使用方法、特にＳＮＳ等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図る。
- (ウ) 児童に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え、相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要である。
- (エ) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (オ) 児童に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童の発達段階に応じて指導する。(平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照)
- (カ) 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気が醸成され、児童個々の行動に反映される取組を進める。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童及び加害児童の人権について、児童と教職員が一緒に考えるといった機会を、児童の発達段階に応じて設ける。

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階からの確に関わり、児童がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ的確な発見と認知に努める。
- (イ) スクールカウンセラー等の活用に当たっては、関係職員との情報共有の仕組みを整えるとともに、児童が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証する。
- (ウ) アンケート調査や個人面談において、児童が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければならない。これを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速かつ丁寧に対応する。また、「ＳＯＳの出し方に関する教育」「タブレットを活用した心の健康観察」を行い、児童の思いを認知できるようにする。
- (エ) 児童が互いにいじめを早期に発見していくため、例えば、「消しゴムを貸してと言ったら無視された」等の具体的な事例を基に主体的に考える学習を道徳や学級活動等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童に考えさせる機会をもつ。

ウ いじめに対する措置

- (ア) 法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校

への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応が行われることは、同項の規定に沿うものである。よって、いじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えなければならない。

- (イ) 各教職員は、本校基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- (ウ) 「いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。
- (エ) いじめた児童に対しては、当該児童の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (オ) 必要に応じて、町教育委員会に支援を要請し、連携して適切に対応する。

工 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること
 - a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。
 - b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「いじめ対策委員会」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
 - c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- (イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「いじめ対策委員会」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「いじめ対策委員会」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点

検していく。

第3 重大事態への対処

1 「学校いじめ調査委員会」による調査

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- (ア) 児童が自殺を企図した場合
- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて、町長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するためを行うものである。

重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を仰ぐ。

- (ア) 学校の設置者が調査主体となる場合

学校の設置者が調査主体となって行う場合は、法第14条第3項の町教育委員会に設置される附属機関（「審議会」）が調査を行う。

(イ) 学校が調査主体となる場合

学校が設置する調査組織は、「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて学校運営協議会長等を加えるほか、町教育委員会に要請して町教育委員会指導主事、町教育委員会の審議会委員等を加えることとする。

なお、この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客觀性・合理性を確保する。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聞き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要に応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある児童本人からの聞き取りが可能な場合、当該本人から十分な聞き取りを行う。
- d 在籍児童や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客觀的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、町教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

工 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客觀的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(ア) いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合、当該児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて町教育委員会が緊密に連携し、関係機関とも適切な連携を図った上で、対応する。

(イ) いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やか

に調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聞き取り調査等がある。

なお、児童が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなつた児童の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮する。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ 他の留意事項

重大事態については、町教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ児童が傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動搖が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。こうした状況では、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、情報の提供の内容・方法・時期等について、町教育委員会に必要な指導及び支援を求める。

イ 調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会を通じて町長に報告する。